

平成30年度 大東市教育委員会

4月 定例会 会議録

1. 開催年月日

平成30年4月17日（火） 午前10時00分～午前11時00分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（5名）

- | | |
|--------|--------|
| ・ 教育長 | 亀岡 治義 |
| ・ 教育委員 | 花田 真理子 |
| ・ 教育委員 | 田中 佐知子 |
| ・ 教育委員 | 水野 達朗 |
| ・ 教育委員 | 太田 忠雄 |

4. 出席説明員（15名）

- | | |
|------------------------------|-------|
| ・ 学校教育部長兼教育政策室長 | 森田 修司 |
| ・ 学校教育部指導監 | 岡本 功 |
| ・ 生涯学習部長 | 南田 隆司 |
| ・ 学校教育部総括次長兼学校管理課長 | 中村 敬治 |
| ・ 生涯学習部総括次長兼生涯学習課長 | 田川 愛実 |
| ・ 学校教育部次長兼野崎青少年教育センター所長 | 伊藤 晴人 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長 | 藤原 成典 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長 | 新井 雅也 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長 | 宮田 典子 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長兼教育研究所所長 | 渡邊 良 |
| ・ 生涯学習部スポーツ振興課長 | 中村 正則 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長兼北条青少年教育センター所長 | 梅本 正直 |
| ・ 生涯学習部生涯学習課参事 | 黒田 淳 |
| ・ 生涯学習部生涯学習課参事 | 吉田 浩樹 |
| ・ 学校教育部教育策室上席主査 | 小田 恭裕 |

5. 傍聴者 0名

6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第17号
平成31年度大東市立中学校使用教科用図書特別の教科
道徳選定に関する「大東市義務教育諸学校教科用図書選
定委員会（中学校）」選定委員の委嘱、任命および諮問に
ついて
- 日 程 第 3 教委議案第18号
平成31年度大東市立小学校使用教科用図書選定に関す
る「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会（小学
校）」選定委員の委嘱、任命および諮問について
- 日 程 第 4 一般業務報告

7. 議案書

教委議案第17号

平成31年度大東市立中学校使用教科用図書特別の教科道德選定に関する「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会(中学校)」選定委員の委嘱、任命および諮問について

大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会(中学校)を設置し、選定委員を委嘱、任命するとともに、平成31年度大東市立中学校使用教科用図書特別の教科道德選定に関して諮問を行う。

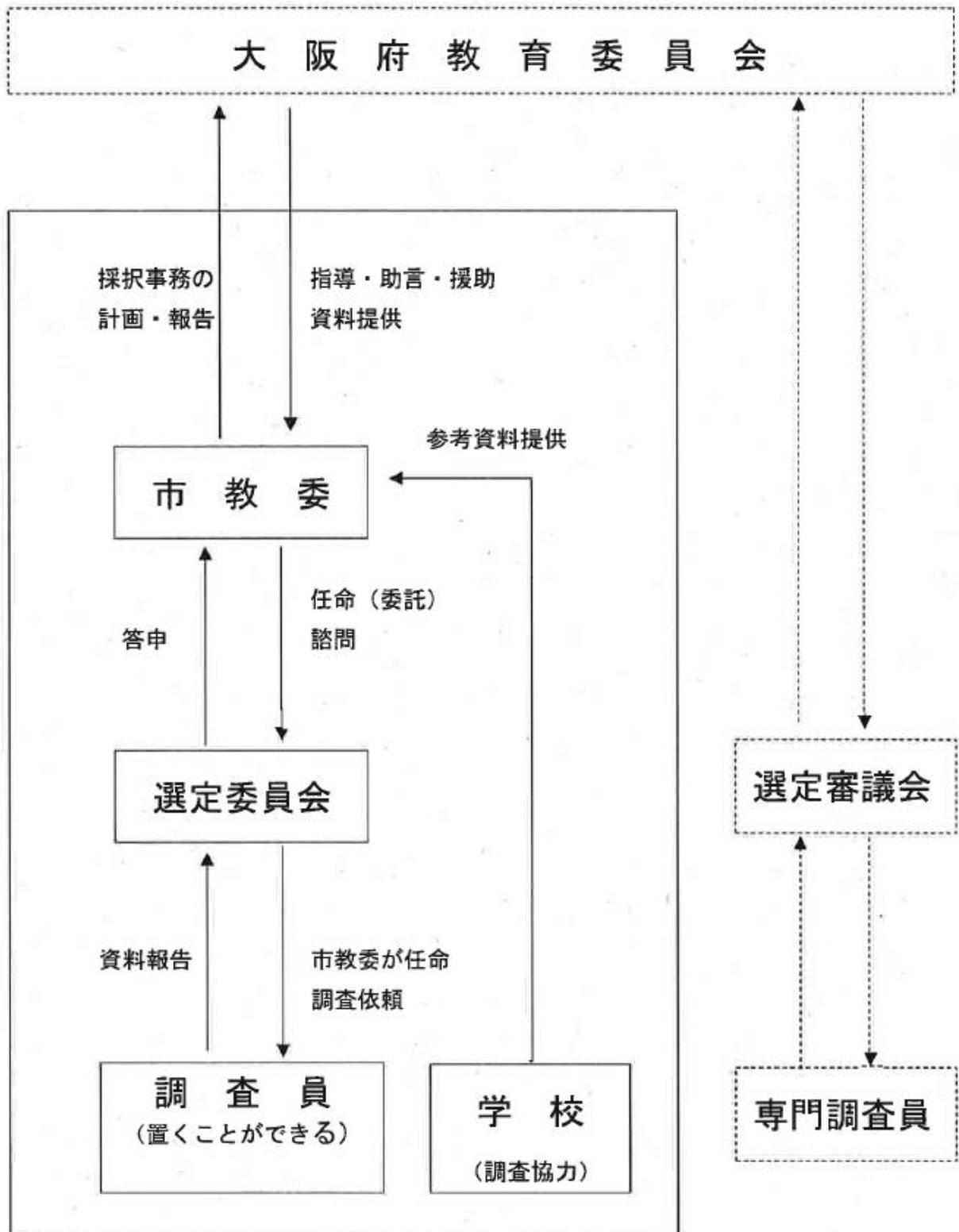
平成30年4月17日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治義

理 由

平成31年度大東市立中学校教科用図書特別の教科道德の適正な選定を実施するため。

大東市教科書採択方法概念図



諮問文

大東市義務教育諸学校
教科用図書選定委員会(中学校) 様

次の事項について、意見を求めます。

平成31年度大東市立義務教育諸学校使用教科用図書特別の
教科道徳の選定について

平成30年4月17日

大東市教育委員会

大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員等に関する要領

平成26年4月24日 改正

(目的)

第1条 この要領は、大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則（平成25年教委規則第4号。以下「規則」という。）に基づき、大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員および調査員の構成等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の構成等)

第2条 規則第2条第1項に定める委員は、次に掲げる構成人数をもって充てるものとする。

- (1) 小学校等の校長から2名
- (2) 教育委員会事務局の職員から2名
- (3) 大東市PTA協議会から2名

2 同条第1項に規定する、教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者とは、採択の対象になる教科用図書の発行者（以下「発行者」という。）の会社の株主（社員を含む）、発行者が発行している書籍等に著作権を有する者のことをいう。

(調査員の構成等)

第3条 規則第4条第2項に定める調査員は、次に掲げる構成人数をもって充てるものとする。

- (1) 校長および教頭ならびに教育委員会事務局職員から1名
- (2) 教諭から2名

2 教育委員会事務局職員以外の調査員については、大東市校長会から推薦された校長（規則第2条第1項第1号の委員を除く。）、教頭および教諭または教育委員会が適切と認めた校長、教頭および教諭をもって充てるものとする。

大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則

平成 25 年 3 月 26 日

教委規則第 4 号

大東市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則(平成 13 年教委規則第 1 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大東市附属機関条例(平成 24 年条例第 29 号)第 3 条の規定に基づき、大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会(以下「委員会」という。)の組織および運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会の委員は、次に掲げる者(教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者を除く。)の中から教育委員会が委嘱または任命する。

(1) 小学校または中学校(以下「小学校等」という。)の校長

(2) 教育委員会事務局の職員

(3) 小学校等に在籍する児童または生徒の保護者

2 委員会の委員の任期は、委嘱または任命の日から教科用図書の選定についての審議を完了した日までとする。

3 委員会に委員長および副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたはかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の全員一致により決するものとする。

(調査員)

第4条 委員会は、専門の事項を調査するため必要があると認めるときは、委員会に調査員を置くことができる。

2 調査員は、小学校等の校長および教員ならびに教育委員会事務局の職員(教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者を除く。)の中から教育委員会が委嘱または任命する。

(守秘義務)

第5条 委員会の委員および調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部教育政策室において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日以後最初に招集される委員会の招集および委員長が選任されるまでの間の委員会の主宰は、教育長が行う。

付 則(平成27年教委規則第2号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

教委議案第 18 号

平成 31 年度大東市立小学校使用教科用図書選定に関する「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会(小学校)」選定委員の委嘱、任命および諮問について

大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会(小学校)を設置し、選定委員を委嘱、任命するとともに、平成 31 年度大東市立小学校使用教科用図書選定に関して諮問を行う。

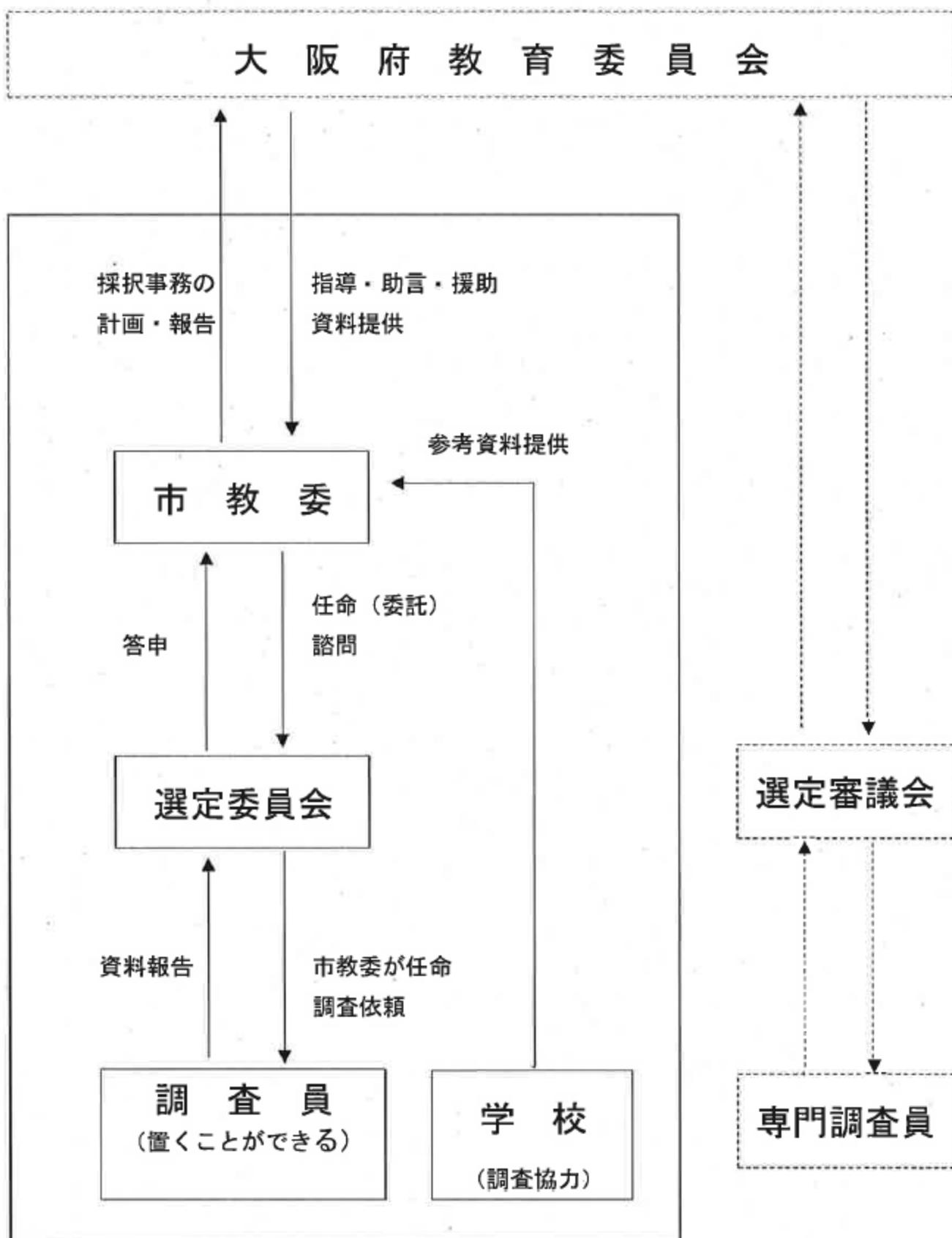
平成 30 年 4 月 17 日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治 義

理 由

平成 31 年度大東市立小学校教科用図書の適正な選定を実施するため。

大東市教科書採択方法概念図



諮問文

大東市義務教育諸学校
教科用図書選定委員会(小学校) 様

次の事項について、意見を求めます。

平成31年度大東市立義務教育諸学校使用教科用図書の選定について

平成30年4月17日

大東市教育委員会

大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員等に関する要領

平成26年4月24日 改正

(目的)

第1条 この要領は、大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則（平成25年教委規則第4号。以下「規則」という。）に基づき、大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員および調査員の構成等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の構成等)

第2条 規則第2条第1項に定める委員は、次に掲げる構成人数をもって充てるものとする。

- (1) 小学校等の校長から2名
- (2) 教育委員会事務局の職員から2名
- (3) 大東市PTA協議会から2名

2 同条第1項に規定する、教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者とは、採択の対象になる教科用図書の発行者（以下「発行者」という。）の会社の株主（社員を含む）、発行者が発行している書籍等に著作権を有する者のことをいう。

(調査員の構成等)

第3条 規則第4条第2項に定める調査員は、次に掲げる構成人数をもって充てるものとする。

- (1) 校長および教頭ならびに教育委員会事務局職員から1名
- (2) 教諭から2名

2 教育委員会事務局職員以外の調査員については、大東市校長会から推薦された校長（規則第2条第1項第1号の委員を除く。）、教頭および教諭または教育委員会が適切と認めた校長、教頭および教諭をもって充てるものとする。

大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則

平成 25 年 3 月 26 日

教委規則第 4 号

大東市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則(平成 13 年教委規則第 1 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大東市附属機関条例(平成 24 年条例第 29 号)第 3 条の規定に基づき、大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会(以下「委員会」という。)の組織および運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会の委員は、次に掲げる者(教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者を除く。)の中から教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 小学校または中学校(以下「小学校等」という。)の校長
- (2) 教育委員会事務局の職員
- (3) 小学校等に在籍する児童または生徒の保護者

2 委員会の委員の任期は、委嘱または任命の日から教科用図書の選定についての審議を完了した日までとする。

3 委員会に委員長および副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたはかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の全員一致により決するものとする。

(調査員)

第4条 委員会は、専門の事項を調査するため必要があると認めるときは、委員会に調査員を置くことができる。

2 調査員は、小学校等の校長および教員ならびに教育委員会事務局の職員(教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者を除く。)の中から教育委員会が委嘱または任命する。

(守秘義務)

第5条 委員会の委員および調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育政策室において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日以後最初に招集される委員会の招集および委員長が選任されるまでの間の委員会の主宰は、教育長が行う。

付 則(平成27年教委規則第2号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

8. 一般業務報告

1. 平成30年大東市議会3月定例会月議会 代表質問および一般質問要旨について
2. 大東市遠距離児童・生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
3. 平成30年度就学援助所得基準及び支給額について

9. 会議録

亀岡教育長

それでは、4月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席状況について報告をよろしくお願いします。

森田部長

本日の出席者は教育長並びに教育委員4名、合計5名でございます。

亀岡教育長

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1 「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、水野委員によりしくお願いいたします。

次に、日程第2 教委議案第17号「平成31年度大東市立中学校使用教科用図書特別の教科道徳選定に関する「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会（中学校）」選定委員の委嘱、任命および諮問について」の提案理由の説明をお願いします。

渡邊課長

教委議案第17号「平成31年度大東市立中学校使用教科用図書特別の教科道徳選定に関する「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会（中学校）」選定委員の委嘱、任命及び諮問」につきまして、ご説明をさせていただきます。

本議案につきましては、平成31年度大東市立中学校において使用する教科用図書特別の教科道徳の適正な選定を実施するため、大東市附属機関である「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会（中学校）」を設置し、選定委員を委嘱、任命するとともに、別紙諮問文（案）のとおり意見を求めるものでございます。

小・中学校で使用する教科用図書につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書に関する法律施行規則の一部を改正する省令」を踏まえた上で、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第14条、同法施行令第15条第1項の規定によりまして、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を除き、4年間は、毎年度同一の教科用図書を採択しなければならないという規定がございます。

そのような中、次年度は、中学校で道徳が教科化され実施されることに伴い、今年度、検定申請に合格しております8社、計30冊の「特別の教科」道徳の教科用図書につきまして、教育委員会でご議論いただき採択をしていただくことが必要となります。

採択の流れにつきましては、（別紙）概念図の通り、選定委員会を設置し、

採択について教育委員会より諮問します。選定委員は、「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則」第2条により、教育委員会が委嘱・任命することとなっております。

選定委員会にて、よりきめ細やかな調査研究をするための調査員を置くこととなった場合は、同規則第4条により、教育委員会が委嘱または任命することとなっております。

調査委員会は、調査研究の結果を選定委員会に資料報告し、選定委員会が市教育委員会へ答申いたします。市教育委員会は、その答申をもとに、大阪府教育委員会からの指導助言・資料提供を受け、また学校現場からの調査協力に基づく参考資料や、教育研究所での見本展示を閲覧された市民のご意見も参考に、採択権者である教育委員会としての責任のもと、採択をおこなっていただきます。

大阪府教育委員会への採択結果の報告が7月末となっておりますので、7月の教育委員会議において採択していただくこととなります。

次に選定委員の構成についてですが、4枚目につけております、「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員等に関する要領」第2条第1項により、小学校等の校長から2名、教育委員会事務局の職員2名、大東市PTA協議会から2名となっております。公正確保のため、選定委員のお名前につきましては、7月の採択が終了するまで非公開となっております。

以上、中学校「特別の教科」道徳の教科用図書の適正な採択のため、選定委員会の設置、選定委員の委嘱、任命及び諮問につきまして、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたら
お願いします。

水野委員

ご説明ありがとうございます。

「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員等に関する要領」第2条の委員の構成等についてですが、構成委員の方々の選定方法には、立候補制だったり、こちらからお声掛けしたり様々な方法があるかと思いますが、どのような方法でしょうか。

渡邊課長

第1号の校長につきましては、校長会での推薦となります。また、第3号のPTA協議会につきましては、充て職ではなく、事務局と協議のうえで決定いたします。

水野委員

渡邊課長がおっしゃられた、充て職ではないかどうかは気になっていた部分です。是非、前向きに選定していただける委員の方を期待しておりますので、よろしく願いいたします。

亀岡教育長

他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第3 教委議案第18号「平成31年度大東市立小学校使用教科用図書選定に関する「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会(小学校)」選定委員の委嘱、任命および諮問について」の提案理由の説明をお願いします。

渡邊課長

教委議案第18号平成31年度大東市立小学校使用教科用図書選定に関する「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会(小学校)」選定委員の委嘱、任命及び諮問につきまして、ご説明をさせていただきます。

本議案につきましては、平成31年度大東市立小学校において使用する教科用図書の適正な選定を実施するため、大東市附属機関である「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会(小学校)」を設置し、選定委員を委嘱、任命するとともに、別紙諮問文(案)のとおり意見を求めるものです。

現在使用しております小学校の各種目の教科書につきましては、本来、採択期間は平成27年度から30年度となっております。つまり、今年度は4年に一度の採択替えの年度となるところです。しかしながら、小学校新学習指導要領の全面実施が平成32年度であり、これに合わせ、小学校は31年度に採択替えが行われる予定でございます。そのため、29年度検定において、どの出版社からも、小学校の新たな図書の申請はございませんでした。

平成29年10月13日付、文部科学省初等中等教育局教科書課よりの連絡では、このイレギュラーな1年についても、「例年どおり、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に行われることは必要である。その際、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成26年度採択における調査研究の内容を活用することも考えられる」とあります。つまり「小学校教科用図書の1年間の使用について選定委員会を設置し、内容を確認すること」が必要であると考えます。

つきましては、次年度は、前回の採択時、平成26年度採択における調査研究の内容を選定委員会にて確認を行い、その内容について答申を行い、教育委員会でご議論いただき採択をしていただくことが必要であると考えます。

採択の流れにつきましては、(別紙)概念図の通り、先ほどの中学校道徳と同様、選定委員会(小学校)を設置し、選定について教育委員会より諮問いたします。選定委員は、「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則」第2条により、教育委員会が委嘱・任命することとなっております。

選定委員会にて、よりきめ細やかな調査研究をするための調査員を置くこととなった場合は、同規則第4条により、教育委員会が委嘱または任命することとなっておりますが、小学校につきましては、イレギュラーな一年ということ、また、平成26年度採択における調査研究の内容を活用し、確認することの内容を踏まえ、小学校につきましては、調査員の必要はないものと事務局としましては考えております。

大阪府教育委員会への採択結果の報告は同様に必要であり、7月末となっておりますので、7月の教育委員会定例会において採択していただくこととなります。

選定委員の構成につきましては、先ほどと同様でございます。

以上、小学校教科用図書の適正な採択のため、選定委員会の設置、選定委員の委嘱・任命と諮問につきまして、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

花田委員

ご説明ありがとうございます。

4年間の使用実績を踏まえてということですが、各学校で4年間使用されている意見をどのように汲み上げるのでしょうか。

渡邊課長

この後にご議決いただけましたら、選定委員の6名のうち、2名は小学校の校長を予定しております。この校長から学校現場の教員の意見をしっかりと拾い上げたうえで、選定委員会を実施し、その内容を踏まえ、4年間の活用実績を検証していきたいと考えております。

花田委員

ありがとうございます。

12校のうちの2名ということですので、校長会等で他の校長先生の意見もお聞きいただき、確認したうえで、結果を教えていただければと思います。

ます。

亀岡教育長

他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

・・・・・・・・以下、一般業務報告につき要点のみを記載・・・・・・・・

①平成30年大東市議会3月定例会議会 代表質問および一般質問要旨について

⇒3月定例会議会における代表質問および一般質問要旨についての概要報告。教育関連の質問は、代表質問において、6議員から19項目。一般質問について、10議員から27項目。

②大東市遠距離児童・生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

⇒龍間地区からのバス通学に係る定期相当額の支給について、従来は各学期の終了後に実績払いとしていたが、金額の立て替えに伴う経済的負担を軽減するため、1学期分は学期の開始後できる限り早く、また、2学期分及び3学期分については、各学期の開始前に概算払いし、年度末の一括精算へ変更する等に伴い所要の改正を行うもの。

③平成30年度就学援助所得基準及び支給額について

⇒平成30年度の就学援助の認定基準について、就学援助の目的、趣旨を考慮し、生活保護基準を基礎として算出しているが、以下の理由により認定所得基準額の見直しを図るもの。

- ・平成25年度的生活保護基準の見直しに伴う経過措置が平成27年度で終了し、生活保護基準により就学援助認定所得基準額を算出すると、10万円程度低くなるため。
- ・認定所得基準算出に係る世帯構成の年齢が、現状の世帯構成と異なるため。

- ・大阪府下の基準額比較では、基準額が厳しい市の1つであるため。支給額について、これまで入学前の準備物品に対しては、新入学学用品費として入学後の9月に支給していたが、金額の立て替えに伴う経済的負担を軽減するため、入学準備金を支給項目に追加し、入学前の3月に支給できるよう変更した。なお、これまでの新入学学用品費については、入学準備金を申請しなかった世帯への入学後の支給項目としている。

意見・質問

- ・入学準備金を支給した児童・生徒が他市へ転出した場合はどのように対応するのか。また、そのような場合には市町村間で情報共有はおこなわれるのか。

⇒大東市で支給後に他市でも支給された場合には、大東市から支給した金額を還付してもらう。また、情報の共有については、他市から転入した際には前市へ確認し、二重支給を防ぐようにしている。

.....

亀岡教育長

本日の案件は以上ですが、平成30年3月2日に開催された第2回総合教育会議において、市長より今後の議論を深めるべき5つのテーマが示されましたので、触れさせていただきます。

1点目は「教育大綱の策定」についてでございます。全国各自治体で策定されている教育大綱に関して、さまざまな情報を収集し、検討・検証を行い、本市教育大綱の質の向上を図るために議論を深めていくというものです。

2点目は「教職員の働き方改革」についてでございます。学校生活における子どもたちへの教育の質を低下させることなく、働き方改革を推進することについて、議論を深めていく必要があるのではないかとというものです。

3点目は「動画の活用」についてでございます。日頃学校で受けている授業を、家庭においても動画で見ることが可能であれば、子どもたちの授業の学びがさらに深まるのではないかとというものです。

4点目は「授業評価」についてでございます。児童あるいは生徒と教員

との中で行われている授業における評価者あるいは判断者について、第三者による客観的な評価が必要かどうかの可能性も含めて議論を深めていければというものです。

最後の5点目は「教員の自発的な取り組み」についてでございます。教員が自ら授業力の向上に向けて、どういった可能性を広げていけるのかを教育委員会での対応を含めて、議論を深めていくというものです。

これら5つのテーマについて、総合教育会議あるいは教育委員会で検討する際の進め方等の方向性をお示しさせていただきますので、教育委員の方々のご意見を頂戴できればと思います。各テーマを順番に取り組んでいくことはせず、全てのテーマを並行して取り組んでいきたいと思っています。当然ながら、テーマの中身によって進捗は異なり、結論に至る順番も順不同になるかと思っています。

例えば、1点目の「教育大綱の策定」についてですが、教育大綱の策定期間は概ね5年ごととされており、現在の教育大綱は平成32年度末で策定から5年が経過するため、残り今年度含めて3年となり、今年度中には結論を出す必要があるかと思っています。ただし、策定は市長が行うとされており、総合教育会議は市長部局が主管部署となっておりますので、教育連絡会において、市の企画部門と進め方等の議論を深め、教育委員の方々にお示しできればと考えております。

2点目の「教職員の働き方改革」についてですが、既に文部科学省から緊急体制に係る取りまとめの指示が出ております。また、今年度から小・中学校へ一定の取り組みを示し、進めていることから、直ぐにでも議論を深める必要があるかなと思います。

5点目の「教員の自発的な取り組み」についてですが、学力向上強化プロジェクト事業を3年間実施し、今年度からその延長として、授業力向上学校支援に係る大東教員スキルアップ講座を様々なテーマで年間30回実施いたします。これは、他校の教員との交流や資質の向上等を目的とし、教員が自ら主体的に研鑽するものであることから、市長から示されたテーマに合致しているかと思っています。

残り2項目ございますが、他の項目も含めての全体といたしまして、今後事務局において取り組みの進捗や内容を整理し、教育委員の方々にご提示させていただき、総合教育会議あるいは教育委員会で検討・研究を進めていきたいと考えております。

現時点で、私が申し上げたこれらの内容について、新たな提案を含めて教育委員の方々のご意見を頂戴できればと思います。

初めに、太田委員お願いします。

太田委員

私が気になったのは「動画の活用」です。授業の内容を再度見返すことができるのは大変素晴らしいことだと思いますが、現在の学校環境において、実現が可能かどうか技術面でのハードルを整理していく必要があるかと思っています。

また、「授業評価」の評価者についてですが、動画を家庭でも閲覧することにより、保護者も評価者となるわけですから、教員や授業に対する見目がより厳しくなり、授業の質が向上するのではないかと思います。

亀岡教育長

技術面で可能かどうか等を含めての議論を深めていければと思います。

続いて、水野委員お願いします。

水野委員

市長から示されたことで初めて取り組むということではなく、そもそも教育委員会と事務局が自ら議論すべきテーマだと思いました。

その中で、「動画の活用」は、一見よさそうに見えますが、メリットとデメリットを検討し、大東市においては双方のどちらが勝つのかを議論していければと思います。

また、本市の教育大綱は全国的に非常に早い時期に策定したため、参考となる例が少数でありましたが、現在は各地でさまざまな教育大綱が策定されています。例えば、子ども向けのものや、重視する分野を冒頭に配置するものの他、1枚もので策定されているもの等がございますので、これらを検討・検証していければと思います。

亀岡教育長

続いて、花田委員お願いします。

花田委員

教育委員会として、その時々によってスポットで検討しなければならないテーマについての議論を深めきれないことがあります。それらのテーマ以外に、長期的なものや市全体あるいは日本全体の動きを見ながら検討しなければならないテーマは常にあるわけですので、これからの教育委員会で議論していくきっかけをいただいたという意味では、ありがたいことだと思います。

今話題に挙がらなかった「教職員の働き方改革」と「教員の自発的な取り組み」は連動している部分があるかなと思います。働き方改革のなかで、その結果として、教員の自発的な取り組みが大きなものになれば良いと考えますので、これらは個別の案件として捉えるよりも、大きな視点でまと

めながら議論していければいいかと思います。

亀岡教育長

最後に、田中委員お願いします。

田中委員

「動画の活用」についてです。学力の向上に関して、授業内容の理解が難しい子どもたちには、復習として出される宿題を解くことができず、余計に学びの壁となってしまいます。このような子どもたちへの対応策として動画の活用を挙げられたと思いますが、このテーマに限定することなく、さまざまな方法で子どもたちの学びへのアプローチができればと思います。

また、このような取り組みの実施に伴い、より忙しくなるかもしれない教員の負担を軽減するために、スキルアップ講座等を利用することで各教員の技術の向上を図り、時間を費やして効果を見出すのではなく、より能率的かつ効果的に取り組んでいただければと考えます。

亀岡教育長

今後、これらのテーマについて、事務局において取り組みの進捗や内容の整理をしたうえで、教育委員の方々へ提示し、総合教育会議あるいは教育委員会等で議論を進めてまいります。

それでは以上をもちまして、4月の教育委員会定例会を終了いたします。

以上

平成30年5月21日

亀岡教育長

水野委員